

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市地域商店魅力向上支援事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	既存の建物を利用して新規に開業する者や商店を営業しており、継続して営業する意思のある者が実施する店舗の内外装工事等に対し、補助金を交付する。
補助事業者	新規に開業する者、商店を継続して営業する意思のある者
補助対象経費	新規開業・改装にかかる工事請負費・備品購入費、事業継続・リフォーム、リノベーションのための工事請負費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	30～50万円上限
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	1/2以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	採択：新規1件、継続・改修5件、リノベーション2件、売上の増加
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	廃業が進む商店街等に新しい視点での魅力を向上させることで廃業を防止し、地域の活力を再生させるために新規開業による効果を見込んでいる。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	令和6年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ、募集要領
事業担当	（担当部署） 産業振興課 産業振興係
	（電話番号） 0259-67-7863（直通）